

⑧その他の創意工夫の取組み

<p>区分及び事業名</p> <p>※1から4までのいずれか該当するもの一つに○を付し、() に事業名を記入してください。</p> <p>※1から4までの複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。</p>	<p>1 人権相談分野 (事業名：)</p> <p>② 地域就労支援分野 (事業名：障がい者就労支援事業)</p> <p>3 進路選択支援分野 (事業名：)</p> <p>4 生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野 (事業名：)</p>
<p>取組内容</p> <p>※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。</p> <p>【現状】</p> <p>精神・知的障がい者の施設入所者に対する就労提供(業務委託)を平成25年度から継続実施。当該施設入所者のうち提供業務に就くことが可能な10数名については、一般事業所との雇用契約に基づく就労が困難とされているため、隣接市にある本町圏域のハローワークへ出向き窓口相談を受けるといった一般的な支援は現時点では適切でないと考えている。慣れ親しんだ安全な施設内で親しみやすい作業に従事することにより、一般社会においても自己の作業能力が社会資源として通用することを認識し、工賃取得による生活の向上と自立心の高揚を期待するもの。</p> <p>【現状における課題】</p> <p>本町の「第4期 障がい福祉計画」に掲げる「福祉施設から一般就労への移行者数2名」の目標に近づくため、障がい福祉担当課との意思疎通を密にし、技術習得や社会適応の機会となるよう府主催のeラーニングや現場習得訓練等の募集・開催情報の周知を効果的に実施するとともに、施設内の当該業務が一般就労に向けた必要な訓練という位置づけにあることを入所者が理解し、充実した事業内容として展開することが今後の課題である。</p> <p>【取組み内容】</p> <p>入所者の手による作業が本町PRに役立つことを入所者に伝え、業務従事的意思を確認できた入所者に対しては、本町イメージキャラクターを活用した公式PRグッズにまつわる製作過程の一部や啓発物品の組み立て、包装等まつわる作業が実施可能かどうか等について、地域就労支援センターの窓口で施設担当者を介しつつ綿密に相談対応している。また、携わった物品に施設名称と業務に携わったメッセージを印刷したシールを貼付する作業もあり、入所者自らが手がけた物品が多方面へ届けられる現実一人ひとりが責任と意義を見出せていること、障がい者就労助長の啓発として不特定多数に発信すること、に繋がっている。</p>	